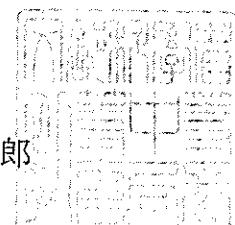




・ 30受文科初第1477号
平成30年10月 2日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
文部科学審議官 小 松 親 次 郎



(印影印刷)

平成30年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への 修学旅行の実施について

平成30年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への修学旅行の実施について、観光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いします。

併せて、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせいただくようよろしくお願い申し上げます。



観 参 第 264 号
平成30年9月28日

文部科学省初等中等教育局長事務取扱
小松 親次郎 殿

観光庁次長 和田 浩一(公印省略)

平成30年北海道胆振東部地震後の状況を踏まえた北海道への修学旅行の実施について

先般発生した平成30年北海道胆振東部地震の影響により、北海道への修学旅行の取りやめが相次いでいます。しかしながら、現時点では、一部の被災地域を除き、日常生活は平常通りに営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常通り営業が行われている状況にあります。今後の修学旅行の実施に当たっては、風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれるところです。

については、各都道府県教育委員会を通じ、所管及び域内の市町村管下の学校等にその旨お知らせいただきたく、格段のご配慮をお願い致します。